

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	都市計画課	検索番号	3-2
法令名	都市計画法	根拠条項	29-1	
許認可等	市街化調整区域に係る第34条第14号に規定する開発行為の許可			
<p>(根拠規定)</p> <p>市街化調整区域に係る法第34条第14号に規定する開発行為の許可については、次の基準により審査する。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>開発行為の許可については、法第30条に基づき適正に許可申請の手続がなされ、その設計が法第31条に規定する資格(一定規模以上の開発行為の設計については資格が必要)を有する者により作成され、法第32条に基づき開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議がなされ、さらに当該申請に係る開発行為が同法第33条の基準に適合している場合に許可し得ることとしている。ただし、市街化調整区域内で行う開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く)については、法第34条第14号の基準のいずれかに該当しなければ許可できないこととなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 許可申請の手続(法第30条、省令第15条~17条参照)</li><li>2 設計者の資格(法第31条、省令第18条~19条参照)</li><li>3 公共施設管理者の同意等(法第32条、政令第23条参照)</li><li>4 開発許可の基準(法第33条、政令第23条の2~29条の4、省令第20条~27条の5参照) 法第33条に規定する許可基準に関する運用基準は、開発許可制度の技術基準による。</li><li>5 市街化調整区域に係る開発許可の基準(法第34条、政令第29条の5~30条、省令第28条参照)</li></ol> <p>(1) 法第34条第14号</p> <p>第1号から第13号までのいずれの規定にも該当しない開発行為について、具体的にその目的、規模、位置等を総合的に検討し、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為については、愛媛県開発審査会の議を経て許可し得ることとしている。本号に該当するものとしては、「法第34条第14号の愛媛県運用基準」に適合する開発行為がある。</p> <p>(参考)</p> <p>昭和46年9月23日制定の開発許可制度の手引き</p>				